

交通事故に遭ったときは

公用車・通勤用自動車を運転するときには、交通法規を遵守するとともに、細心の注意を払い、交通事故の防止を心掛けてください。

しかし、不幸にして交通事故に遭った場合には、被害の拡大防止、適切な事後処理が必要になります。事故後、まずしなければならない点をチェックリストにしましたので、公用車・通勤用自動車に備え置き、いざという時に、的確な対応をとりましょう。

1 負傷者の救助	負傷者がいれば救急車を呼び、救急救命を行う等、状況に応じた適切な措置をとる。	
	電話通報	119番 「救急車をお願いします。」
	事故の場所	
2 二次災害の防止	事故車両を安全な場所に移動させるなど、二次的な事故を防ぐ。	
3 警察署への通報	小さな事故であっても必ず届け出ること。 ・運転者には、道路交通法により届出義務がある。 ・構内事故や同乗者被害の場合でも届け出る。	
	電話通報	110番 「交通事故が発生しました。」
	事故の場所	
	警察官に事故の概要、被害の状況を報告し、見分を受ける。	
	事故の時間	
	警察官所属氏名	
	警察官指示等	
裏面に、事故現場の見取図、車両の動きや交通規制の状況等を記録しておくこと。 カメラを持っていれば、事故車両や事故現場を撮影しておくこと。		
4 相手方の確認	相手方氏名等を免許証等により確認する。	
	氏名	
	住所	
	生年月日	
	電話番号	
	免許証番号	
	職業	
	車種・登録番号	
	相手方が雇われている人であれば、勤務先等を確認する。	
	勤務先名称	
	責任者氏名	
	所在地	
	電話番号	
	相手方が未成年者の場合、親権者を確認する。	
	相手方との続柄	
	氏名	
	住所	
	電話番号	
	職業	
	自賠責保険、任意保険の内容を確認する。	
	自賠責保険	任意保険
保険会社名		
保険契約書番号		
保険契約期間		
対人賠償限度額	-	
5 目撃者の確保	必要に応じ、目撃者を確保し、連絡先を聞き、証言を依頼する。 (相手方との示談や調停、裁判の際に有力な証拠となる場合がある。)	
	氏名	
	住所	
	電話番号	
6 所属への報告	災害の概要、事故現場で取った措置の内容などを電話連絡などにより報告し、事故車両の処理等の対応について指示を受ける。 必要に応じ、家族等関係者にも連絡する。	
	所属電話番号	
7 医師の診断	加害者と同行の上、医師の診断を受け、診断書を発行してもらう。 公務災害・通勤災害による治療である旨を告げ、診療費の支払いを猶予してもらう。	
	病院の名称	